

仙北市出産・子育て応援給付事業 妊婦のための支援給付事業のご案内

～妊婦のための支援給付について～

子ども子育て支援法の改正により、仙北市出産・子育て応援ギフト給付事業は令和7年3月31日で終了し、令和7年4月1日から「妊婦のための支援給付金」制度が開始されました。妊婦を対象に、妊娠による心身の負担軽減を目的として産前産後の期間に妊娠に対して5万円、妊娠している子どもの人数に応じて5万円を支給します。妊娠届出時などの面談を通じて対象者にご案内します。この給付金は、妊娠が継続できなかった場合（流産・死産などの場合）も支給対象となります。

《対象者》

仙北市に住民票がある、妊娠している方

👩 妊娠とは

この制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

《経済的支援（妊婦支援給付金）》

妊娠中は出産・子育てに向けての準備、子どもが生まれた後は日々必要な子育て用品の購入や子育てサービスの利用などで増大する経済的負担の軽減のための支援を行います。

①妊婦支援給付金（1回目）・・・5万円

妊娠届出（母子手帳交付）時の面談を受けた方を対象に「妊婦給付認定申請書」をお渡しします。申請してください。認定後支給されます。

②妊婦支援給付金（2回目）・・・お子さん（胎児）の数×5万円

出産後に保健師等が実施する「こんにちは赤ちゃん訪問」で面談を受けた方を対象に「胎児の数の届出書」をお渡しします。申請してください。

《伴走型支援（妊婦等包括相談支援事業）》

すべての妊婦や子育て家庭を対象に、**妊娠届出時、6～8か月頃、出産後**に面談などを通じて身近で相談に応じ、安心して出産・子育てができるよう出産・育児などの見通しを立てます。妊婦支援給付金申請手続きの負担軽減のため、面談時を利用して申請のご案内をいたします。

また、各家庭のニーズに対応し、様々な不安が解消できるよう相談内容に応じた各種サービスのご案内と必要な支援に繋がります。

《お問合せ先》

こども家庭センター

経済的支援について ➡ 子育て支援係 ☎0187-43-2280
伴走型支援について ➡ 母子保健係 ☎0187-43-3305

裏面へ

【妊婦支援給付金の申請方法について】

対象者	給付金	金額 および 申請時期	申請方法等	用意していただくもの
妊娠している方	妊婦支援給付金 (1回目)	5万円 妊娠届出時に申請	仙北市の妊婦給付認定 が必要です。 妊娠届出時の面談で、 申請書を配布し受付し ます。 ※面談とアンケートの 回答をお願いします。	妊婦本人名義の通帳又は キャッシュカード（口座情 報を確認できるもの）
出産した方	妊婦支援給付金 (2回目)	子ども（胎児） 1人あたり 5万円 出生後等に申請	胎児の数の届出が必要 です。 出産後、保健師がご家 庭に赤ちゃん訪問した 際に申請書を配布し受 付します。 ※面談とアンケートの 回答をお願いします。	
妊娠が継続できな かった方	妊娠の事実確認（胎児の心拍の確認）や胎児の数の確認のため母子手帳が必要です。妊娠の届出をする前に流産等を経験した方も申請可能ですが、医師による胎児心拍の確認が必要です。事実確認のため、診断書（任意様式）等の提出をお願いする場合があります。			

注1：里帰りされている方は、里帰り先の市町村との調整が必要です。どちらの市町村にもご連絡願います。

注2：面談前に転出した場合は、転出先の市町村で妊婦認定を受ける必要があります。